
資料編

- (1) 庁舎整備に関する検討の経緯
- (2) 中央市庁舎整備市民検討委員会 設置要綱
- (3) 中央市庁舎整備市民検討委員会 委員名簿
- (4) 中央市庁舎整備市民検討委員会 開催日程

(1) 庁舎整備に関する検討の経緯

時期		内容
平成16年度	3月	○合併協定書に調印 新市の事務所の位置について 「現在の玉穂町役場、田富町役場及び豊富村役場は、既存施設の有効活用の観点から、当分の間は、機能を分散した分庁舎として活用し、新市の事務所の位置は、暫定的に中巨摩郡田富町臼井阿原301番地1（現在の田富町役場）とする。 新たな庁舎建設については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性等を考慮する中で、新市の中心部に建設する。」
平成17年度		○新市建設計画を策定 市庁舎について、合併協定項目と同様の表記で計画に位置づける。
	2月	○中央市誕生
平成19年度	3月	○第1次中央市長期総合計画を策定 「行政運営の効率化—公共施設の体系的な見直し」として、「新庁舎の方向性についても検討する。」と計画に記載する。
平成22年度		○中央市庁舎に関する内部検討委員会設置 市民による庁舎検討委員会の設置に先立って、庁舎内で必要と思われる項目についての調査・検討を行う。11月、内部検討報告書を作成。
平成23年度		○中央市庁舎に関する市民検討委員会設置 学識経験者、自治会・各種団体代表、公募委員等13名で構成。 11月までに計6回の会議を開催。12月には「中央市庁舎に関する提言書」を市長に提出。 提言書の要旨として、「現在の分庁方式と庁舎統合の合理性を比較検討する限り、効率的な行政運営を図るためには、（いずれかの庁舎に増築することを前提とした）「1本庁舎2支所体制」を構築すべきであるとの方向で意見の一致を見た。」としている。
平成24年度	3月	○第1次中央市長期総合計画後期基本計画を策定 「市庁舎のあり方については、市民検討委員会の答申を踏まえ、既存の庁舎を増改築することを前提とした「1本庁舎2支所体制」について、市民サービスの維持向上、人的・財政的効率化など、総合的な視点から具体的な検討を行う。」と記載する。

平成 24 年度	3 月	○中央市庁舎整備基本構想策定に係る基礎調査報告書を作成 市庁舎整備基本構想等の策定に向けた資料とするために、市の概要と現在の 3 庁舎に関する基礎的データを収集、整理した。
平成 25 年度	3 月	○中央市庁舎整備基本構想を策定 中央市庁舎に関する内部検討委員会において、これまでの庁舎整備に関する調査、検討結果を基に、施設規模、施設配置図等庁舎別のより具体的な構想案をまとめる。
平成 26 年度	9 月	○中央市庁舎整備に関する提言書提出（中央市庁舎整備市民検討委員会） 委員会は学識経験者、自治会・各種団体代表、公募委員等 20 名で構成。計 5 回の会議の他、現地視察等を行う。提言書の要旨として、「中央市庁舎整備市民検討委員会として、統合庁舎整備の候補地は田富庁舎とすることで意見集約を行う。」
	10 月	○市民懇談会（タウンミーティング）開催 市民検討委員会からの提言を踏まえ、市として、田富庁舎を統合庁舎の整備位置とする考えの他、今後の市役所庁舎整備の基本的考え方「中央市庁舎整備基本構想」について市民に説明し、意見交換を行う。（11 月まで、市内 6 会場）
	12 月	○統合庁舎の整備位置を「田富庁舎」とすることについて議会に表明 市民検討委員会からの提言、市民懇談会の開催結果を踏まえ、平成 26 年第 4 回定例議会の市長所信表明において、市として、統合庁舎の整備位置は田富庁舎とすることを表明。
	12 月	○中央市庁舎整備基本計画策定にあたっての提言書提出（市議会） 庁舎整備特別委員会が設置され、12 月には市議会から、庁舎整備の進め方、統合庁舎の規模や機能、支所機能と空きスペース、財源確保等についての提言書が市長に提出される。
	3 月	○新市建設計画の一部変更を議決 計画期間の変更の際し、「新市の事務所の位置について」の表記を現行の整備計画に合わせ、「庁舎については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性等を考慮する中で整備します。」と変更する。
平成 27 年度	3 月	○中央市庁舎整備基本計画を策定 中央市庁舎整備市民検討委員会において、基本構想を基に、本庁舎及び 2 支所の機能、また既存庁舎の余剰スペースの活用方法など、庁舎整備の具体的な方針をまとめる。

(2) 中央市庁舎整備市民検討委員会 設置要綱

平成23年3月11日

告示第24号

(設置)

第1条 中央市の庁舎整備等について検討するため、中央市庁舎整備市民検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討又は協議を行い、市長へ提言するものとする。

- (1) 庁舎整備の基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) 庁舎整備の候補地に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、庁舎整備に関して必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員23人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会の議員
- (3) 市内公共的団体等の役員又は委員
- (4) 公募による市民
- (5) 市の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、前条の事務が終了するまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会において議決すべき案件があるときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策秘書課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第3条第2項の規定による委員の委嘱後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成26年告示第27号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第6号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(3) 中央市庁舎整備市民検討委員会 委員名簿

(敬称略)

No.	委員区分	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	(1)学識経験者	山梨大学大学院	教授	北村 眞一	委員長
2	(2)市議会の 議員	中央市議会	議長	名執 義高	
3		中央市議会	副議長	宮川 弘也	
4		中央市議会	総務教育常任委員長	金丸 俊明	
5		中央市議会	厚生常任委員長	田中 輝美	
6		中央市議会	産業土木常任委員長	齊藤 雅浩	
7	(3)市内公共的 団体等の役員 又は委員 (所属 50 音順)	行政改革推進委員会	会長	樋口 要	
8		ことぶきクラブ連合会	会長	塩田 三千夫	
9		自治会長会	会長	藤巻 肇	委員長職務代理者
10		〃	副会長	中澤 剛貴	
11		〃	副会長	大沼 芳樹	
12		障害者福祉会	会長	馬場 正江	
13		商工会	会長	浦田 勉	
14		消防団	団長	有泉 利彦	
15		市立学校校長会	代表	加々本 哲也	
16		農業委員会	会長	佐々木 一	
17		市 PTA 連絡協議会	会長	川崎 将典	
18	(4)公募による 市民 (50 音順)	公募委員		有泉 俊彦	
19		公募委員		林 兵仁郎	
20		公募委員		村松 猪虎馬	
21	(5)市の職員	中央市	副市長	萩原 一春	

(4) 中央市庁舎整備市民検討委員会 開催日程

	開催日	会場	主な議題
第1回	平成27年7月29日	田富庁舎	● 庁舎整備市民検討委員会設置について ● 基本計画1・2章について
第2回	平成27年9月1日	田富庁舎	● 基本計画3章について
第3回	平成27年10月27日	田富庁舎	● 基本計画4章について
—	平成27年11月27日	甲斐市役所 ほか	● 先進地等視察研修 (甲斐市役所・中央市役所3庁舎)
第4回	平成27年12月3日	田富庁舎	● 基本計画5・6章について
第5回	平成28年2月24日	田富庁舎	● 基本計画7・8章について ● 基本計画全体について

